

たかしん教育カードローン

令和6年4月現在

商品名 (愛称)	たかしん教育カードローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○子弟等が学校等に就学中または就学予定である方 ○年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方 ○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ○(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 <p>※学校等とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものとします</p> <p>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</p> <p>※本商品は当座貸越と証書貸付を組合わせた商品です</p> <p>※当座貸越期間中は専用カードによりATMでご利用できます</p>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ①当座貸越(ATMでご利用できます) <ul style="list-style-type: none"> ・子弟・孫・被扶養親族等の就学にかかる学校等への入学金および授業料等の教育資金 ・教育関連資金(受験料、教科書代、アパート代、教育ローン借換え等) ②証書貸付 <ul style="list-style-type: none"> ・教育カードローンの貸越元金残高および最終利払日以降の貸越利息
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ①当座貸越:50万円以上500万円以内(貸越極度額 10万円単位) ②証書貸付:500万円以内(1万円単位) <p>※但し、貸越契約期限日における教育カードローンの貸越元金残高および最終利払日以降の貸越利息を上限とします</p>
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ①当座貸越:5年以内(1年毎の自動更新) <ul style="list-style-type: none"> ※子弟等の卒業予定月の末日まで。医学部、薬学部等の6年制大学等在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年以内かつ卒業予定月の末日までとします。また、子弟等が進学する際、引続きこの教育カードローンのご利用を希望される場合は、進学先を確認させていただき、進学先の卒業予定月の月末までとします(卒業予定月の3ヵ月後の末日までに証書貸付へ切替えていただきます) ②証書貸付:3ヵ月以上10年以内

<p>ご融資利率</p>	<p>当金庫所定利率による (当座貸越・証書貸付とも変動金利型にてお取扱いたします) ※変動金利について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入後の利率は、基準利率(消費者ローン基準レートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします
<p>お利息計算方法 (当座貸越期間)</p>	<p>毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算</p>
<p>ご返済方法</p>	<p>①当座貸越期間: 元金返済据置とし、お利息のみ毎月お支払いただきます ②証書貸付期間: 元金均等毎月返済または元利均等毎月返済 (利息後払い) なお、ご融資金額の50%以内で年2回(6ヵ月間隔)のボーナスの併用返済も可能です</p>
<p>担保</p>	<p>不要</p>
<p>保証</p>	<p>(一社)しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、(一社)しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位返済いたします。代位返済後は(一社)しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます</p>
<p>保証人</p>	<p>不要</p>
<p>手数料 (消費税込)</p>	<p>○証書貸付切替時は当金庫所定の手数料をいただきます ○証書貸付ご返済期間中に一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には1回につき所定の手数料をいただきます</p>
<p>お取扱期間</p>	<p>随 時</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい</p> <p>○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます</p> <p>○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください</p> <p>○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります</p> <p>○当座貸越ご利用中でも元金返済は随時可能です</p> <p>○証書貸付にてご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能ですただし上記繰上げ返済手数料がかかります</p> <p>○当座貸越から証書貸付に切り替える時には、別途手続きおよび必要となる書類があります</p> <p>○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください</p>